

「令和 7 年度沖縄県国保ヘルスアップ支援事業（医療費等分析事業）に係る企画提案公募」に関する質問と回答

令和 7 年7月23日時点

番号	公募要領・仕様書の項目	質問内容	回答
1	公募要領 8 項（１）、 （４）及び（７） 提出書類及び必要部数等	押印が必要な提出書類について、押印は１部のみとし、残り 8 部は写しの提出でよいでしょうか。	押印する書類は原本を 1 部、残り部数は写しの提出で問題ありません。
2	仕様書 4 項（２） 分析内容	経年分析が必要な項目等を把握するため、令和 6 年度の分析結果報告書について公開は可能でしょうか。	報告書については、契約を締結した受託者に共有する予定です。
3	仕様書 4 項（３） 分析結果報告書等の作成	報告書についてはすべてデータ（DVD又はCD）を用いて納品し、印刷製本は必要ない認識で相違ないでしょうか。 製本が必要な場合は、規格（サイズ・ページ数・綴じ方等）を提示してください。	協議のうえ、必要部数の印刷製本を想定しています。なお、これまで多くの報告書の規格は（A4サイズ、数百ページ、無線とじ製本）です。
4	仕様書 4 項（６） 委託業務の実施方法 ア	事前打合せは、Web会議ツール（Microsoft Teams や Zoom 等）を使用したオンライン形式での実施も可能でしょうか。	可能です。
5	仕様書 4 項（３） 分析結果報告書等の作成	①『「県全体報告書」は、NDB データの公表基準に準じて秘匿処理を施した「秘匿処理実施版」と、秘匿処理を行わない「秘匿処理未実施版」の 2 種類作成する』とあるが、内容に違いとして何を想定しているか。 ②県全体報告書を 2 種類作成する目的と、それぞれの公表形式に違いはありますか。	①「秘匿処理実施版」は、集計した数が少数等で個人特定の可能性のある項目等についてマスキング等の処理を行うものです。 ②県全体報告書を 2 種類作成する目的は、「秘匿処理実施版」を公表できるようにするためと、「秘匿処理未実施版」は公表せず、医療費等分析のために本県で利用するためです。 なお、NDBデータの取扱に係る詳細は「匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の利用に関するガイドライン」を参照してください。
6	仕様書 4 項（３） 分析結果報告書等の作成	①「秘匿処理未実施版」を作成するために、匿名化未処理データを受託者の管理のもとで委託業務期間にわたり保持する必要がありますでしょうか。 ②匿名化未処理データの分析は、貴県の端末で行い受託者がデータを保持しない運用は可能でしょうか。	①仕様書 4（２）～（３）の内容等を基に、適切にご判断ください。 ②本委託事業では、ご質問のような運用方法は想定しておらず、不可とさせていただきます。

「令和7年度沖縄県国保ヘルスアップ支援事業（医療費等分析事業）に係る企画提案公募」に関する質問と回答

令和7年7月23日時点

番号	公募要領・仕様書の項目	質問内容	回答
7	仕様書 4項（5） スケジュール（予定）	①中間報告（県） ②県が開催する会議での説明（県及び市町村） ③分析結果報告会（県及び市町村） の開催形式（現地・オンラインなど）をご教示ください。	①及び③の会議の開催形式については、事前に受託者と県との相談のうえ、決定するものとなります。 ②の会議については、現地・オンライン併用での開催を予定しますが、受託者は原則現地での質疑に応じる必要があります。
8	仕様書 4項（6） 委託業務の実施方法	成果物（分析結果報告書等）に受託者の名称を記載する必要がありますか。	その必要はありません。
9	仕様書 5項	データ分析作業は県から匿名化未処理データを預かり、受託者の端末で行う認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	仕様書 5項	匿名化未処理データを預かる場合は、データを受領する方法をご教示ください（記憶媒体を現地で手渡しする方法、セキュリティ便で受領する方法等）	データ受け渡し方法については、受託者との調整によるものとなります。
11	仕様書 5項	①匿名化処理を行っていないデータを受領して匿名化処理実施後、すぐにデータを貴県に返却してよいでしょうか。 ②匿名化処理実施に係る作業用端末の貸与又は匿名化処理業務について処理業者への再委託は可能でしょうか。	①匿名化処理実施後に行う仕様書4（2）～（3）の内容等を基に、適切にご判断ください。 ②本委託事業では、公募時添付書類「個人情報取扱特記事項」の第4及び5項に基づき、受託者において事務従事者及び安全管理された作業・保管場所を特定し、同特記事項第11項の再委託の禁止（事前承諾を除く）事項に基づいて個人情報の管理及び実施体制を構築することを前提としていることから、作業用端末の貸与や匿名化処理業務の再委託は不可とさせていただきます。
12	仕様書 5項（6）後段	データ提供時期をご教示ください。	実際には受託者と契約を締結後の調整で確定しますが、提供予定時期は仕様書4（5）、5（6）後段注釈を併せて参照してください。